

令和5年第7回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日(火)午後3時30分から4時00分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜 克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第9号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

第4 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第38号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第39号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 大沢 直明 君

総務班長 小泉 安子 君

主査 大澤 翔太 君

## 7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第7回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（大沢）	<p>本日、全員出席しておりますので総会は成立しております。それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、6番高村國昭委員と17番鈴木徳治委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p> <p>次に、日程第3報告第9号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の1ページ、報告第9号と参考資料の1ページをご覧ください。報告第9号、法務局の農地の転用事実に関する照</p>

	<p>会書の回答について、令和5年6月23日付け登日記第187号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて昭和56年8月28日農林水産構造改善局長通達に基づき、令和5年7月4日に農業委員3名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。</p> <p>1番、申請地の所在は、字下中崎、畑、1筆、面積は5.12㎡です。現地調査の結果、現況は宅地と判断いたしました。以上です。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ただいまの報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。 特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。</p> <p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、9番佐々木喜克委員と19番鳥谷部甚一郎委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>次に、日程第4議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（小泉）</p>	<p>それでは議案書の2ページ議案第34号と、参考資料の4ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件で、贈与による所有権移転に関する件です。</p> <p>1番、大字切谷内字新山尻、畑1筆、13,693㎡です。</p> <p>1番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>

調査員（佐々木）	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の2ページ議案第34号と参考資料4ページをご覧ください。</p> <p>7月4日に、岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人は、経営規模の拡大や経営の安定化を図るため、譲受人からの申出により、農地を贈与するものです。</p> <p>譲受人は、ごぼう、長いも、丸いもを作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
議長（岩井）	<p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第34号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第35号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件です。</p> <p>1番 農地の所在は、字下中崎、地目は畑、面積は491㎡、転用目的は、宅地です。農地区分は、第3種農地と判断いたします。以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木 喜克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査員（佐々木）	<p>農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の3ページ、議案第35号と、参考資料の6ページをご覧ください。3条申請と同じく、7月4日に現地調査を行い</p>

	<p>ました。</p> <p>1番は、申請者は現在借家住まいですが、自己の所有する農地に住宅を建築して、借家住まいを解消する計画です。周囲は、北側と南側と西側は宅地、東側は県道となっております。汚水等は、公共下水道に接続して処理し、雨水は敷地内の勾配によって、道路側溝へ排水するため、周囲に影響が無いことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第35号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第36号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の4ページ、参考資料の16ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件です。</p> <p>1番、農地の所在は、字愛宕後、地目は畑、面積は860㎡、転用目的は、診療所建築です。農地区分は、第3種農地と判断いたします。以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木 喜克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査員（佐々木）	<p>農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の4ページ、議案第36号と、参考資料の16ページをご覧ください。3条申請と同じく、7月4日に現地調査を行いました。</p> <p>1番は、近年既存の歯科診療所の患者数が増加して混雑する傾向にあるため、隣接する申請地一体を購入して、診療所を建て替</p>

	<p>える計画です。周囲は、北側は町道、東側は駐車場、西側と南側は宅地となっております。汚水等は公共下水道に接続して処理し、雨水は敷地内に集水枡を設置して処理するため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>調査委員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の 5 ページ、議案第 37 号をご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。五戸町長より令和 5 年 6 月 23 日付け五農林第 100 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 11 件で、合計面積は 61,938 m<sup>2</sup>です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。1-1 番から 1-3 番は、利用権設定による貸借です。2-1 番から 7 番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。</p> <p>1-1 番、大字扇田字後ノ沢、字桜川、字野月、田、計 3 筆、面積は合計 3,516 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 17,000 円です。水稻を作付けする予定です。</p>

1-2 番、大字扇田字寺沢前、田、面積は 2,246 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 10,000 円です。水稲を作付けする予定です。

1-3 番、大字扇田字寺沢前、田、面積は 3,086 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、玄米 30kg を 3 袋です。水稲を作付けする予定です。

2-1 番、大字切谷内字佐野前谷地、田、面積は 1,945 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 9,700 円です。水稲を作付けする予定です。

2-2 番、大字切谷内字荒田ノ下、字佐野谷地、字館ノ谷地、田、計 3 筆、面積は合計 5,977 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 3,300 円、年 20,000 円です。水稲を作付けする予定です。

3-1 番、大字切谷内字高田、田、計 2 筆、面積は合計 7,302 m<sup>2</sup>。5 年の使用貸借です。水稲を作付けする予定です。

3-2 番、大字切谷内字佐野谷地、字館ノ谷地、田、計 7 筆、面積は合計 22,983 m<sup>2</sup>。5 年の使用貸借です。水稲を作付けする予定です。

4 番、字熊野林後、田、計 2 筆、面積は合計 2,999 m<sup>2</sup>。10 年の使用貸借です。水稲を作付けする予定です。

5 番、大字切谷内字段ノ森、田、計 2 筆、面積は合計 4,291 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 34,300 円です。水稲を作付けする予定です。

6 番、大字上市川字御兵糧、田、計 2 筆、面積は合計 3,354 m<sup>2</sup>。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,600 円、年 25,400 円です。水稲を作付けする予定です。

7 番、大字倉石石沢字山辺沢、畑、面積は 4,239 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 14,000 円、年 60,000 円です。ニンクを作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13 番（竹原）

8 ページの 7 番ですけども、山辺沢は新郷の人？

事務局（大澤）

そうです。

13 番（竹原）

前は何をつけていたのか？

事務局（大澤）

赤坂さんに貸す前に何をつけていたか？

13 番（竹原）	そう。
事務局（大澤）	更新なので。
13 番（竹原）	新郷の人がずっとニンニクをつけていた？
事務局（大澤）	そうです。
13 番（竹原）	山辺沢ほどの辺だ？台地か？
事務局（大澤）	石沢のコスモス団地の南側です。
13 番（竹原）	分かりました。
議 長（岩井）	その他、ございますか。
15 番（中川原）	時期的なことですが、6 番。御兵糧、新規で1年の契約。1年ですと借りる前に田植えが終わっていますが、そこらへんはどうなのでしょう。事前に貸して、書類だけが後まったのか？
事務局（大澤）	1年にした理由は、貸し手がかなり高齢の方で、今後先が見通せないなので、様子見で、長い年数貸すのではなく、小刻みに貸したいということで伺っておりました。契約前にすでに作付けしているかは、申し訳ありません、確認しておりませんでした。
15 番（中川原）	確認していないで、必要だから借りているのではないの？
事務局（大澤）	確認して。お知らせします。
15 番（中川原）	おかしい。申請が上がって、現地調査した結果をやるんだ、常識的な話をしていますから、よろしくをお願いします。
議 長（岩井）	その他、ございますか。  （「なし」の声あり）
議 長（岩井）	それでは採決いたします。 議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  （全員挙手）

議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 37 号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の 9 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画作成の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものです。</p> <p>議案第 38 号は 1 議案 1 件です。</p> <p>今年度より、地域計画が策定されていない地域において、農地中間管理機構による貸借で受け手の再配分を行う場合、農業委員会から機構に対して、農用地利用集積等促進計画作成の要請が必要となりました。促進計画作成の要請の際には、要請の前日まで総会等で農業委員会の組織としての意思決定が必要となるため、本会で審議を求めるものです。</p> <p>1 番、字姥堤、字筒口川原、田、計 4 筆、面積は合計 12,500 m<sup>2</sup>。4 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 62,200 円です。水稻を作付けする予定です。以上です。</p>
議長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 38 号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 39 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の 10 ページ議案第 39 号と参考資料の 47 ページをご覧ください。</p> <p>荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。1 議案 1 件です。</p> <p>大字切谷内字南田ノ沢の畑 1 筆について、令和 5 年 6 月 12 日</p>

に相続人から申出がありました。20年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

令和5年7月4日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

1筆、1,455㎡です。説明は以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第39号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第39号は、非農地と判断することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和5年第7回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第7回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年7月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員